

# 規制の事前評価書

法令案の名称：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案

規制の名称：委託先に係る規律の導入

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：個人情報保護委員会事務局

評価実施時期：令和8年4月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設・拡充】

#### <法令案の要旨>

- 個人情報の取扱いの委託を受けた個人情報取扱事業者に対して、その取扱いを委託された個人情報を、当該委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければならない旨の義務を課すこととする。

#### <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託した事業者には、委託先に当該委託された業務の範囲内で当該個人情報を取り扱わせることが求められる（個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第18条、法第27条第5項第1号等）。もっとも、現行法上、委託に基づく取扱いであることに着目した委託先の義務、具体的には、当該個人情報を委託された業務の範囲内でのみ取り扱わなければならない旨の義務は規定されておらず、委託先自身が限定的に目的外利用規制（法第18条）の適用を受けるにとどまる。
- 近時、デジタル社会の進展や情報通信技術の発達により、個人情報の適正な取扱いを実現する上で委託先の重要性は飛躍的に高まっている。反面、委託先が高度な専門性を有する大企業であるケースが増加したこと等により、委託元による委託先に対する監督の実効性は低下しており、委託先が委託された業務の範囲を超えて独自に個人情報を取り扱う事案等も発生している。

#### <必要となる規制新設・拡充の内容>

- 上記の事案等へ対応するため、委託に基づく取扱いであることに着目した委託先の義務を新設する必要がある。

### 【緩和・廃止】

#### <法令案の要旨>

- 取扱いの方法を決定する権限を有さない委託先については、当該権限の存在を前提とする義務規定（すなわち、新設する委託先としての義務及び安全管理に係る義務以外の義務）については、適用しないこととする。

#### <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 委託先の中には、利用目的の具体的内容も取扱いの方法も決定しない者もいる。しかし、委託先には一律に、当該取扱いの方法がどのようなものであるかに着目する規定並びに（取扱いの方法の決定権限を前提とする）利用目的及び苦情処理等に係る規定が適用される。

#### <必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 上記のとおり、現行法上、委託先には、一律に義務規定の適用がある結果、委託元のみ適用すれば足りる義務まで委託先に課されたり、委託先に適用すべきでない権限が付与されたりしている場合がある。そこで、委託先に適用すべき規定の範囲について見直す必要がある。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設・拡充】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

- ・ 現行の個人情報保護法においては、委託元も委託先も「個人情報取扱事業者」として規制の対象となっているが、EU等においては、事業者等を「管理者」及び「処理者」等に分類し、別個の規制主体として観念しうえで、当該主体毎に必要な義務を課するような体系となっている。そのため、日本の個人情報保護法においても、委託元と委託先を別個の規制主体として観念する規制手段を採用することも考えられる。しかし、当該規制手段の採用は、個人情報保護法の立法時から採用されている規制体系を抜本的に変更することになり、遵守費用が過大となるおそれがあるため、採用しなかった。

#### <その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

- ・ 現状、委託先が委託された業務の範囲内で個人情報を取り扱う場合については、当該取扱いについて直接規制をかけるのではなく、委託元による委託先に対する監督により担保することとしている。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設・拡充】

- ・ 上記1記載の規制により、委託に基づく取扱いであることに着目した委託先の義務を課すことで、個人情報の取扱いの委託を介して利用目的規制の潜脱がなされること等を防止する。なお、実際の効果については施行後、新たな規律の執行状況や個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

#### 【緩和・廃止】

- ・ 上記1記載の緩和を行わない場合、委託先においては、自らの取扱いの適法性を確保するためには、委託元から指示がなされても、一旦はその指示に従わず、委託元に対してその適法性に関する事実確認を行い、委託元の指示する取扱いの適法性が確認できない限り取扱いを停止するという対応が必要になり得る。今回の緩和により、このように、委託元の指示に反して取り扱うという委託の趣旨に反し、ひいては上記の義務違反や債務不履行に問われるリスクを強いられるという委託先における負担を緩和することができる。なお、実際の効果については施行後、個人情報保護委員会への関連する相談・苦情等の状況を踏まえ把握する。

### 4 負担の把握

#### 【新設・拡充】

##### <遵守費用>

- ・ 今般新たに義務化する事項は、現行法下においても（委託元の監督責任の問題としてではあるものの、）委託先に対して求められている事項であり、適正に業務を行っている委託先に対して新たな負担を課すものではないことから、遵守費用の発生は通常想定されない。

##### <行政費用>

- ・ 本改正内容の周知・広報に要する行政費用が発生することが想定されるが、従来から行っている説明会や広報活動の一環で行うため、新たな行政費用の発生は限定的であると見込まれる。

##### <その他の負担>

- ・ 特段想定されない。

### 5 利害関係者からの意見聴取

#### 【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 委託先の監督が実質的に機能しないのであれば、主たる責任主体となるべき者への規律が必要。 等

##### <関連する会合の名称、開催日>

個人情報保護委員会での関連する会合は以下のとおり。

- 第 310 回（令和 6 年 12 月 17 日）にて「個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要等を示した。  
リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217\\_shiryou-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/241217_shiryou-1-1.pdf)
- 第 312 回（令和 7 年 1 月 22 日）にて「「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の進め方について（案）」を示した。  
リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122\\_shiryou-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250122_shiryou-1-1.pdf)
- 第 316 回（令和 7 年 3 月 5 日）にて「「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について」」を示した。  
リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305\\_shiryou-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-1.pdf)
- 第 320 回（令和 7 年 4 月 16 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方」に対して寄せられた意見の概要を示した。※令和 8 年 1 月まで随時更新  
リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3\\_ikennogaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/01-3_ikennogaiyou.pdf)
- 第 347 回（令和 8 年 1 月 9 日）にて「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しの制度改訂方針（案）」を示した。  
リンク：[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109\\_shiryou-1-1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/260109_shiryou-1-1.pdf)

#### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 公表済（以下リンク参照）

リンク：[個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直しについて | 個人情報保護委員会](#)

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設・拡充、緩和・廃止】

#### <見直し条項がある法令案>

- ・ 法律の附則において、法律の施行後 3 年ごとの見直し規定が置かれる予定であり、当該時期に事後評価を実施する。

#### <上記以外の法令案>

・